

## 関市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程

平成22年5月12日

関市告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、関市イメージキャラクター「関＊はもみん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を適切に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ関市イメージキャラクター「関＊はもみん」着ぐるみ使用許可申請書（別記様式第1号）を次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 使用する目的、内容等が分かる企画書又は広告等の原稿

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、着ぐるみの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

(1) 本市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるときのほか、市長が着ぐるみの使用を適当でない認めるとき。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの使用を許可するときは関市イメージキャラクター「関＊はもみん」着ぐるみ使用許可書（別記様式第2号）により、使用を許可しないときは関市イメージキャラクター「関＊はもみん」着ぐるみ使用不許可通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により着ぐるみの使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(遵守事項)

第4条 着ぐるみの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみを善良な管理者の注意を持って管理する義務を負い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (2) 許可された目的にのみ使用すること。
- (3) 借用期間を厳守すること。
- (4) 着ぐるみを破損し、又は汚損しないこと。
- (5) 使用時の安全対策を講じること。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(許可内容の変更の申請)

第5条 使用者は、着ぐるみの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ関市イメージキャラクター「関\*はもみん」着ぐるみ使用変更許可申請書（別記様式第4号）に使用許可書の写しを添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容について審査し、許可の適否を関市イメージキャラクター「関\*はもみん」着ぐるみ使用変更許可（不許可）通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により着ぐるみの使用変更を許可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して着ぐるみの返却を求めることができる。

(貸出等)

第7条 貸出しは、無料とする。

- 2 貸出期間は、原則14日以内とする。

(返却)

第8条 使用者は、使用した着ぐるみを返却するときは、使用者の責任と負担により、クリーニングを行ってから返却しなければならない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、市長の許可を得て補修し、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、関市は一切その責めを負わない。

(台帳の整備)

(庶務)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年5月12日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日関市告示第57号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月4日関市告示第2号)

この告示は、令和4年1月4日から施行する。